

山梨県環境影響評価等技術審議会概要

甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業
及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価準備書

日時 平成23年8月2日（火）13:30～16:10

会議出席者

<環境影響評価等技術審議会委員>

片谷教孝会長、石井信行委員、大久保栄治委員、工藤泰子委員、坂本 康委員、鈴木邦夫委員
田中章委員、早見正一委員、平林公男委員、福原博篤委員、湯本光子委員

<事業者>

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合：石原局長、戸澤総務課長、橘田建設課長、上野用地課長
堀口、小田切、佐藤、石原
財団法人山梨県環境整備事業団：丸山所長、大原業務課長
村松業務係長、清水業務係長、渡邊主任
笛吹市：山下ごみ減量課長、橘田
エイト日本技術開発株式会社：村山、大谷、大矢、佐倉、三原
環境整備課：宮澤主査、串原副主査

<事務局>

森林環境部 窪田敏男参事
環境創造課 小林明課長、丸山哲夫課長補佐、土橋史主査、望月剛専門員、岩浅真利子技師

次第

- 1 開会
- 2 森林環境部参事あいさつ
- 3 議事
 - 1) 甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
 - 2) その他
- 4 閉会

資料

- 1) 日程表
- 2) 席次表
- 3) 中央新幹線計画段階配慮書に対する知事意見・環境省意見

1 開会

(進行 丸山課長補佐)

ただいまより、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきます。

本日は、皆様にはご多忙のところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本件につきましては、平成23年6月15日から事業者による環境影響評価準備書の縦覧が行われ、7月28日まで環境の保全の見地からの意見の募集が行われ、今後、知事は120日以内に知事意見を述べることとなります。

今回は、午前中に実施しました現地調査の状況を踏まえる中で、環境影響評価準備書の内容につきまして、事業者の説明を受けながら、ご検討いただきたいと考えております。

2 あいさつ

(進行 丸山課長補佐)

議事に移る前に、窪田森林環境部参事より、ごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたします。

(窪田森林環境部参事)

森林環境部の窪田でございます。本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、午前中、現地調査からご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、皆様ご案内のとおり、本年4月の第177回の通常国会におきまして、ようやく環境影響評価法の一部改正をする法律が原案通り可決・成立いたしました。公布されましたところでございます。本県におきましては、この法改正に対応するため、昨年度、委員の皆様方にご審議いただき、いただいたご意見を踏まえまして、現在、条例改正に向けて作業を進めているところでございます。改正案の内容につきましては、成案ができ次第、また皆様には情報提供させていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、今回の事業につきましては、先程、司会の方からも概略の説明がございましたが、平成19年4月に方法書手続きに着手しまして、これまでに現地調査、環境への影響について検討が行われ、事業者によりまして本年6月15日から準備書の縦覧を開始、6月22日には説明会を開催、7月28日までに意見募集が実施され、現在にいたっているところでございます。

当該事業につきましては、今後、事業者からの見解書の提出ということでございますが、聞くところによりますと、意見書の提出はなかったということでございますが、それを受けまして、知事の意見を述べてゆくこととなっております。

本日の審議会は、知事意見を形成するにあたりまして、事業者から準備書の内容について説明を受けた後、皆様方に事業についてご議論をお願いすることとなります。短い時間ではございますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

今年度の技術審議会でご審議いただく予定案件でございますが、今回の審査中の案件に加えまして、新山梨環状道路の北部区間及び東部区間について、それぞれ準備書手続きが予定されております。また、リニアモーターカーによる中央新幹線につきましても、方法書手続きを開始するための準備が進められているところでございます。

こうしたなかで、委員の皆様には、今年度は例年にも増しましてご審議、お力添えをいただくこととなりますが、ぜひご理解とご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

(進行 丸山課長補佐)

本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。

本日は、14名の委員のうち、11名のご出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条第11項に規定される、2分の1以上の出席が得られましたので、本審議会が成立していることをご報告いたします。

議事に入るわけですが、傍聴人の皆様へ、技術審議会を円滑に進行するため、傍聴人の皆様には、次の点についてご協力をお願いいたします。

会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと、でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

本審議会の議長は、条例第47条第10項の規定により、会長があたることとなっておりますので、片谷会長に議事進行をよろしくをお願いいたしたいと思っております。

(片谷会長)

それでは、夏の暑い中、今日は少し気温も収まり気味でございますけれども、お集まりいただきましてありがとうございます。午前中の現地調査に私、同行できませんで、大変申し訳ございません。

早速でございますけれども、議事を進めさせていただきたいと思っております。

具体的な案件の審査に入ります前に、審議会の運営方法について、いつものことでございますけれども、確認をお願いしたいと存じます。

本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきまして、制度の主旨である公平性・透明性を確保するため、審議そのものについて、広く公開する中で行うということが必要であるということから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて、全て公開とすること。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するということとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

今回につきましては、「希少動植物保護の観点」から、一部の審議につきまして、非公開で行うという予定となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、非公開の事項の審議をいたします際には、報道関係者の皆様方、それから傍聴人の皆様方には、恐縮ですが、この会議室から一時的にご退出いただくこととなりますので、よろしくご協力のほどお願いします。

では、議事に入りますが、今回の審議につきましては、方法書手続きからかなり長い時間が経過しております。従いまして、事業者の方から事業の概要及び準備書の内容について、ご説明を受けました後に、質疑応答及び審議を行いたいと存じます。

さらにその後、希少動植物に係る審議を、この部分は非公開で行うこととさせていただきます。

議題1) 甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業 環境影響評価準備書について

(片谷会長)

では、議題に入らせていただきます。

ただいまから、事業及び準備書の内容について事業者からご説明をいただきたいと存じます。

事業者の方におかれましては、限られた時間内でご説明をお願いすることとなりまして恐縮でございますけれども、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(事業者 石原局長)

甲府・峡東地域ごみ処理施設組合事務局長の石原でございます。本日はお疲れ様でございます。事業者を代表いたしまして、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、事業概要および環境影響評価の概要につきまして一括して、事業者委託コンサルタントでございます、エイト日本技術開発担当者よりご説明を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

(事業者 村山)

事業計画の概要につきまして、パワーポイントを用いまして、説明したいと思っております。

まず、事業計画についてご説明させていただきます。

こちらは笛吹市境川町寺尾地内で計画されております3事業、全体面積28haの開発計画となっております。スクリーンの上側が北側となっております、下が南側といった方位関係になっております。東側よりごみ処理施設、その西側に地域振興施設、南側に廃棄物最終処分場という計画になっておりまして、この3事業となっております。この計画地につきましては甲府盆地の東南に位置しておりまして、緩やかな山地斜面にあり、現在は主に農地、樹林地の土地利用状況になっております。土地利用規制につきましては、笛吹川都市計画区域内にありまして用途地域、防火区域、合同地区等の指定はなく、建蔽率70%、容積率200%、その他農業振興地域といった土地利用規制の関係となっております。

続きまして、事業区域の上空から見た現地写真として、こちらが東側の山のあるほうから計画地を見たイメージとなっております、手前のほうから焼却施設、リサイクル施設、地域振興施設といった形となっております。

逆に西側のほうから東側を見た関係となっております、手前右側に最終処分場がありまして、手前のちょっと白い建物が最終処分場の水処理施設、その手前の一番手前の青い部分が防災調整池といった位置関係となっております。

ごみ処理施設の事業計画についてご説明いたします。運営形態については、本組合の施設の設計及び維持管理につきましては、民間事業者が一括して受託するDBO方式といった方式で実施いたします。民間業者が特別目的会社SPCを設立し、20年間にわたる長期の運営期間にわたり、施設の運営・維持管理に係る業務を行うわけです。いわゆるPFI法にのっとったものとなっております。この民間事業者につきましては、平成24年6月下旬を目処に事業計画を締結する予定となっております。決定された事業者につきましては一部事務組合と共に今後、環境影響評価を行いまして、平成24年度に工事に着手いたしまして、平成29年度から供用開始するというスケジュールを考えております。

ごみ処理施設配置計画はこの図のとおりです。可燃ごみの焼却溶融を行います施設につきましては右側、東側のほうに配置しまして、不燃ごみ・粗大ごみ等の破碎を行いますリサイクル施設につきましては、西側左側のほうに配置する計画を考えております。

続きまして、ごみ処理施設のフロー関係の図ですが、分別された可燃ごみ、一番左側につきましては、中間処理といたしまして焼却及び溶融を行いまして、資源物であるスラグと最終的に出ます飛灰と呼ばれる灰の処分について行います。灰を溶融固化させたスラグにつきましては、コンクリートまたはアスファルト骨材の、J I S規格製品として有効利用を行っていく。また、飛灰につきましては、最終処分を行う考えであります。また、リサイクル施設のほうにつきましては、不燃ごみ、粗大ごみ資源ごみ、有害ごみといったものが搬入されまして、施設のほうで破碎選別処理を行いまして、従来どおり委託処理、資源品につきましては売却若しくは業者のほうで引取りを行うという形で行います。

施設の規模関係でございますが、焼却溶融施設につきましては1日あたり369tの処理能力を備えまして、発生した熱につきましては、蒸気として熱回収し発電を行い、最大発電電力は約7kWを想定しております。また、リサイクル施設につきましては、破碎施設は1日あたり5時間の稼働で36t、選別施設も同じく5時間稼働で31t、保管施設につきましては22tの処理能力を想定してございます。

続きまして、煙突排ガスの濃度の基準についてですが、ごみ処理施設の排ガス基準濃度を示してございますけれども、国で定める法規制値、右側でございますけれども、それよりも厳しい基準を地元のご了解をいただく中で設定してございます。ダイオキシンにつきましては、法規制値が 0.1 ng-TEQ/m^3 に対して、自主基準値は法規制の $1/2$ の 0.05 ng-TEQ/m^3 を設定してございます。

最終処分場の事業計画の概要でございます。まず、事業の背景でございますが、本事業の事業者である山梨県環境整備事業団で計画しております最終処分場につきましては、県内の全市町村の一般廃棄物を対象とした整備をしていく考えでございます。現在県内から排出される一般廃棄物量は平成20年で年間32万8千tでございまして、各市町村でごみの減量、資源化などに取り組んではおりますが、最終的には、2万9千tが埋立て処分されています。県内には、市町村が設置しているごみを焼却させる中間施設は10施設ほどはありますけれども、県内には最終処分場はなく、全て県外で処分しているという実情でございます。一般廃棄物につきましては、自己区域内において処理することが原則であり、区域内において長期間にわたって、処分ができる処分場が必要であるということから設置するというのが事業の背景でございます。

処分場の施設規模につきましては、現在、埋立容量を最大60万 m^3 といったものを予定してありますが、最終30万 m^3 といった案もありまして、本環境影響評価手続きにおいては、こちらを複数案という形で検討・整理してございまして、今後、市町村と協力する中で、決定したいと考えております。これについては、最大規模の埋立容量60万 m^3 につきましては、最も改変面積、工事が多い中で、60万 m^3 の計画について、今後ご説明させていただきます。

処分場につきましては、今回の事業区域の南側に位置し、上流側、一番東側のほうに埋立処分場、埋立のパケットがありまして、埋立面積は約5ha、その下流側の左側に浸出水処理施設、さらに下流側に雨水排水等を処理する防災調整池を配置する計画でございます。敷地面積は約12haでございます。また、現況の埋立予定地の部分は谷地形となり、蟹沢川という河川が流れております。建設に伴いこの河川がなくなりますので、事業地の南側、ちょうど埋立地と書いてある南側、ちょうど林縁との境界部分になりますけれども、こちらのほうに河川の付替えを行います。河川の付替えにあた

りましては、できるだけ環境に配慮した多自然型護岸とする考えでございます。

埋立処分場の埋立方式については、本処分場につきましては、県内市町村の処理施設から排出される一般廃棄物を埋立てる管理型のオープン型の最終処分場を計画してございます。廃棄物の埋立範囲には、汚水の地下浸透防止のため、遮水工というものを設置いたしまして、また、埋立地には廃棄物の飛散等を防止するため、即日覆土を行うと共に、中間的な覆土を行う考えでございます。また、埋立地の上流及び下流側には、地下水の漏洩が起きているかどうかをチェックするために、モニタリング井戸を設置いたしまして定期的に監視する考えでございます。

最終処分場の水処理施設についてでございます。最終処分場からの浸出水につきましては、浸出水処理施設で処理し、公共下水道に排除できる基準を満たす水質まで処理した後に、下水道のほうに放流する考えです。また、管理棟等で使用します生活排水につきましても、公共下水道に放流いたします。また、埋立地以外の場内の雨水排水につきましては、防災調整池により流量調整をした後に河川に放流する考えでございます。

温泉施設を備えました地域振興施設について、事業計画の概要を説明いたします。

地域振興施設につきましては、地域住民の方のご意見を基に、基本設計を行いまして準備書には、これに基づいた計画を載せてございます。地域振興施設の基本コンセプトにつきましては3点ございまして、1点目が環境との共生、2点目がエコに配慮した計画、そして3点目が地域住民の憩いの場というコンセプトで進めております。具体的には隣に建設しますごみ処理施設より供給される熱、電力によりまして、機械設備等の全ての電力を賄うことと、また、太陽光発電、地熱等の自然エネルギーの活用により化石燃料によるCO₂の発生、ボイラーによるばい煙の発生をしないゼロエミッションを実現させる施設とする計画としております。

地域振興施設の規模等ですけれども、敷地面積約7ha、温泉施設の建築面積が約0.1haを想定してございまして、建物構造につきましては、県産材を利用した木造平屋建てといったものと考えております。こちらの施設から出ます排水、浴槽排水や生活排水につきましては全量下水道放流する計画です。その他施設の内容としましては内風呂、露天風呂、足湯、農産物の直売所や休憩所といったものと考えておりますが、今後地域の住民の皆様と協議して詳細を決めていきたいと考えております。

続きまして、3つのごみ処理施設、最終処分場、地域振興施設の受入日、搬入日等でございます。まず、ごみ処理施設の搬入日につきましては、あくまでもこの施設に搬入される時間帯ですが、毎週月曜日から土曜日で祝日を含むものを、収集ごみにつきましては、朝の8時半から夕方5時、昼休みの12時から1時を除いた時間帯を想定してございます。許可業者及び市民の皆様が直接搬入する場合につきましても、基本的には祝日を除いた月曜日から土曜日、時間帯については、収集ごみと同じでございます。

最終処分場については、山梨県内から排出される一般廃棄物を対象としまして、搬入期間は祝日を含む月曜日から土曜日とする方針であります。今後、具体化していく方針でございます。

地域振興施設につきましては、年間利用者数は5万人、年間営業時間は300日、利用時間は午前10時から午後9時までの11時間を想定してございます。これにつきましては、市内にある既存の施設を参考として設定してございますが、地元との協議を経て最終的に詰めていきたいと考えております。

事業における環境保全の方針でございますけれども、まずごみ処理施設につきましては、施設が台地の上で高いところに位置すること、住民の皆様が毎日目にする景観といったことを注意いたしまし

て、高木林による景観への配慮、施設更新用地の緑化や法面の緑化等といった、なるべく里山の景観に配慮しましたごみ処理施設内と周囲の景観を配慮した緑化等を行っていく考えでございます。

最終処分場のほうの環境保全の方針ですが、事業計画で説明したとおり、予定地に蟹沢川という河川が流れておりまして、こちらのほうを事業地の南側に付替えを行う計画でございます。付替えに当たっては環境に配慮した多自然型に河川を整備し、自然環境を創出していく考えでございます。

地域振興施設の環境保全の方針でございますけれども、全体の地形を活かした計画とすること、残存緑地につきましてはそれを活かした形で保全を行うということで里山環境の保全を行い、里山環境を残した上で住民の皆様の憩いの場として、整備を行っていきたくと考えております。

(事業者 大矢)

これから環境影響評価の概要についてお話をさせていただきます。

まず、はじめに環境影響評価に係る事業計画の内容について簡単に説明させていただきたいと思っております。今回の事業については現時点では、まだ未定のところがあるということで、未定のところは複数案の検討を行うということを方法書に記載させていただきました。

まず、ごみ処理施設につきましては、煙突の位置と高さについて、複数案を検討してございます。位置としましては、今見ていただいている絵については、手前側が北東側になります。煙突の位置については、北東側と南側で検討し、それぞれの位置について煙突の高さ、59m、80m、100mの3パターンについて検討を行います。

次に最終処分場の方につきましては、こちらについては、事前に説明がございましたけれど、容量としまして、60万 m^3 、一番左になります。下流側の30万 m^3 が中央、一番右側が30万 m^3 上流側となります。あと、60万 m^3 については、下流側と上流側を2段階で整備する場合についても考慮しております。

供用時の廃棄物の搬入・収集ルートになります。図の左上の北西側のルートと、右側の北東側のルートこの二つが大きなルートになります。搬入車両の台数といたしましては、ごみ処理施設につきましては、平均で495台/日、最大で849台/日を想定しております。

最終処分場の方につきましては、27台/日を想定しております。

工事中の工事計画の概要につきましては、はじめにごみ処理施設の工事につきまして、約40ヶ月程度を想定しております。

最終処分場の工事工程は50ヶ月を想定しております。環境影響評価におきましては、これらの工事のなかで、できるだけ最大の影響を評価することを考えておりまして、ただいま建設機械の台数が最大となる時期、くい打ち工等で工事自体の影響が大きいだろうと想定される時期、それと工事用車両の台数が最大となる時期について評価を行っております。

先程は、廃棄物処理施設の供用時のものを見てもらったのですが、今度は工事中のルートです。北西側と北東側のルートにつきましては、供用時とほぼ同じルートです。それと、工事中につきましてはあと南側、南東側からのルートが加わっています。工事中の車両台数といたしましては、ごみ処理施設について最大600台、一日あたり最大500台、最終処分場につきましては、160台、地域振興施設につきましては56台を想定しております。

これから、環境影響評価の中身になります。はじめに、項目といたしましては、方法書にも示しましたように大気汚染から、温室効果ガスの項までについて検討を行っております。

環境配慮事項としまして、環境影響評価を行うにあたって、前提として考慮した項目というものを

想定しております。こちらにつきましては、大気汚染、騒音・振動防止、水質汚濁防止、あと自然環境保全というものを工事中では考慮しています。

また、施設の稼働、供用時につきましても、大気汚染の防止、水質汚濁の防止、悪臭、土壌汚染防止、そして自然環境保全、という項目について、環境配慮事項として検討しております。

ここから各項目についてご説明させていただきます。

はじめに大気汚染についてです。現地調査につきましては、地上気象及び上層気象を今回の対象事業の実施区域内で行っております。地上気象につきましては一年間の通年、上層気象については、夏期と冬期で行っております。

また、大気質につきましては、対象事業実施区域内の4地点により測定を行っております。

大気の現地調査の結果になります。地上気象につきましては、方法書の段階でご指摘いただきまして、地上1.5mと9.5m、ポールの高い位置につきまして年間の調査をしております。こちらで気になるのは気温になります。逆転層、9.5mの方が高くなっている状況、これが48.9%出現しました。あと、気象として問題になるのが風向でございますけれど、これについては南北方向の風が卓越しておりまして、特に南側からの風が多く確認されております。

次に大気汚染の現況調査の結果です。基本的に先程4方向で調査をしているとお話をしましたが、現況としましては環境保全目標、環境基準等を満足していることを確認しております。

ここから予測、評価になります。はじめに建設機械の稼働に係る予測評価の結果です。結果としましては、3施設が同時に建設されているような状況、これが一番大きな環境影響となるということで、これらの複合影響の結果としてお示しさせていただきます。結果としては表に示すとおりであります。建設機械の稼働につきましては、時間、場所の集中の回避、排出ガス対策型機械の使用等を考慮しまして、最小化を図っていくことを考えております。

次に資機材運搬車両による影響に移ります。こちらについても3施設の複合的な影響の結果をこちらにお示しさせていただいております。資機材運搬車両の影響につきましては、こちらも時間的な車両の集中の回避、走行ルートが東側、西側に分散させることで影響の最小化を図っております。

次に、ゴミ処理施設の稼働時の影響としまして、供用時の影響になります。こちらにつきましては、最も影響を受ける地点、最大着地濃度地点が煙突から南側に600mの地点になります。今回、予測にあたりましては、煙突排ガスの濃度低減ということで、自主規制値を設けることにより排出濃度を下げることにより最小化を図っております。こちらについてはゴミ処理施設からの影響ということでしたが、同時に最終処分場が稼働したらどうなるかということで、最終処分場については供用時に重機の稼働がありますので、稼働した場合どうなるかということをお示しさせていただいております。結果はお示ししたとおりでございます。ゴミ処理施設につきましては自主規制値を設け、最終処分場の方には低排出ガス型の機械を使うということで最小化を図っております。

短期濃度の予測にあたって、時間的に高濃度になる期間の結果を示させていただいております。検討としましては、不安定時、逆転層の発生時、ダウンドラフト、ダウンウォッシュ等で煙突や建物風が巻き込まれることによる高濃度の出現として検討しております。結果は表に示すとおりですが、自主規制値を設けることによって、影響の最小化を図っております。

大気の後として、供用時の運搬車両の影響について示させていただきます。こちらについては3施設の複合ということで、ゴミ処理施設、最終処分場の運搬車両、それに、地域振興施設の利用者の複合影響として検討しております。こちら結果にお示ししますとおりでございますが、廃棄物収集運搬車両の集中の回避ということで最小化を図ることを考えております。

続いて悪臭の影響についてご説明させていただきます。調査地点は大気と同じ地点で実施しております。調査の結果につきましては全ての地点で、特定悪臭物質等は確認されませんでした。また臭気指数、臭気濃度についても超過しているところはありません。予測及び評価の結果として、はじめに煙突排ガスからの影響について説明します。こちらについては大気の短期濃度と同じような手法で予測を行い、表に示させていただきます。悪臭の臭気指数につきましては、燃焼制御、脱臭施設の設置などにより影響は最小化されると考えております。

悪臭につきまして、施設からの漏洩につきましては、外部との開口部の最小化、エアカーテンであったり、ピット内の負圧化、ピット内の圧力を下げることにより、漏れないようにするといった対策を講じることとしております。

また、埋立地から発生する悪臭ということで、最終処分場からの悪臭についてですが、こちらにつきましては、基本的には悪臭が発生するような廃棄物は埋立てないということがあります。さらに、埋立て作業中につきましては、先程お話したとおり即日覆土等を行っていくことで影響は最小化されると考えております。

騒音についてご説明させていただきたいと思っております。

はじめに現地調査結果になります。騒音につきましては、環境騒音を敷地境界付近の1地点、道路交通騒音として、先程見ていただいた搬入道路において5地点で実施しております。

環境騒音の結果ですが、この地点につきましては、環境基準は適用されないということで、参考指標値として示させていただいておりますが、夜間が指標値を越えているという結果が出ています。ただし、この要因は、主に自然的な要因、風などにより木が揺れ、葉がこすれることによる影響と判断しております。

道路交通騒音についての測定結果ですが、国道358号につきましては、参考指標値を上回りました。これは交通量が多く、道路幅が狭いことによるかと考えております。その他の地点につきましては参考値を下回るという結果になっています。

騒音の予測評価の結果になります。はじめに建設機械の稼働による影響になります。敷地境界の地点につきましては、3施設の複合影響ということで、予測した結果を表に示させていただいております。建設機械の稼働時につきましては低騒音型の使用、仮囲いの設置を行うことにより影響の最小化を図っております。

次に資機材運搬車両の走行による影響ということで、先程示させていただきましたルートにおいて資機材運搬車両が走行した場合の影響ですけれども、こちらにも3施設の複合影響として示させていただきました。資機材運搬車両については速度制限、ルートの分散を考慮し、影響の最小化を図っております。

ごみ処理施設の稼働による影響になります。こちらについても複合的な影響の結果を示させていただいております。供用時の影響に関するものとしたしましては、発生源となる機器を屋内に入れるような一般的な対策と室内の機器についても騒音低減対策を行っていくということで環境への影響の最小化を図っております。

供用後の廃棄物運搬車両の影響になります。こちらにつきましても、複合的な影響として3施設の結果を示させていただいております。こちらにつきましても、廃棄物運搬車両の時間的な集中の回避や車両の速度制限等を実施することによって影響の最小化を図っております。

続きまして、低周波音についてご説明させていただきます。

事業区域及び周辺に、低周波音を発生するような施設があるかを調べましたが、そのようなものは

確認されませんでした。

予測評価の結果ですけれども、既存資料を参考にしまして、事業実施区域からは大体90dB程度となるであろうと予測しております。本事業におきましては、機器類の屋内設置、防振対策、定期的な管理を行うことで影響の最小化を図っております。

続きまして振動になります。振動の調査地点は騒音の調査地点と同じ地点で実施しております。

振動につきましては、一般に55dB位が人が感じるか感じないかのレベルといわれております。環境振動につきましては、人が感じるレベルより全然低い値となっている結果です。

また、道路交通振動につきましても、同じように人が感じるレベルよりも低い値であったことを確認しております。

振動の予測結果になります。はじめに建設機械の稼働ですけれども、敷地境界2地点で複合影響の結果を表に示させていただいております。こちら側につきましては建設機械の稼働集中の回避等を実施して影響の最小化を図っております。

次に資機材運搬車両の走行についても、騒音と同じ様に3施設の複合影響の結果を示しております。こちらについても運搬車両の集中の回避というような配慮により最小化を図っております。

ごみ処理施設の稼働ということで供用時の影響となります。

こちらも敷地境界の2地点において、3施設の複合的な影響の予測を示させていただいております。こちらにつきましては振動発生機器の室内への固定、防振バネの使用等の措置により影響の最小化を図っております。

廃棄物運搬車両の走行についてですが、3施設の複合影響の結果は表に示したとおりです。運搬車両の集中の回避というようなことを考慮して影響の最小化を図ってまいります。

続きまして、水質汚濁、水象、地盤沈下についてです。

水質汚濁につきましては、今日も現地で見させていただいておりますけれども、間門川3地点と蟹沢川2地点の計5地点において実施しております。こちらにつきましては平常時と降雨時の調査を実施しております。

水質汚濁、地下水につきましては、対象事業実施区域内の3地点で、確認の調査を実施しております。

また、水文環境ということで地下水位を事業実施区域内の7地点で実施しております、5地点におきましては4季、2地点につきましては通年の調査を実施しております。

調査結果につきましては、はじめに水質汚濁、河川水の結果です。

河川の平常時の調査におきまして、蟹沢川上流の地点において浮遊物質とダイオキシン類が環境基準を超過する状況がありました。

また、水底の底質についても、こちらは基準値以下ではあるのですが、ダイオキシン類が検出されるという結果になっております。こちらにつきましては成分分析の結果から、農薬由来であると判断しております。

また、水質汚濁の地下水ということで、こちらについては、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ダイオキシン類、鉛というものが、基準値を超えているという地点が存在しました。こちらのダイオキシン類についても、河川と同じように農薬由来であると考えております。

水象につきましては、間門川、蟹沢川の調査をしておりまして、4季調査をしております。いずれも春季の流量が多いという結果でした。

また、地下水位につきましては、井戸にもよりますが、0.02～1.6mくらいの水位の変化が

ありました。

地盤沈下につきましては、こちらの支持層が地表面より10m程度ということを確認しております。水質汚濁の予測、評価になります。水質汚濁につきましては工事中の影響ということになります。こちらにつきましては防災調整池を先行して設置し、必要によっては仮設調整池を設置し、負荷の影響を最小化することとしております。

続きまして水象の予測、評価の結果です。地下浸透の促進として残地林の保全、及び地下浸透を促進させる対策により最小化を図っています。

また、地下水については、今回ごみ処理施設においては地下水を使用しないということ、また最終処分場については、地下水位、地下水面ですね、それよりも深いところの掘削を行わないということで影響を回避しております。

地盤沈下につきましては、盛土によって圧密沈下が生じることが考えられましたが、今回の予測地点におきましては、軟弱な粘土層は除去する、または地盤改良を行うことによって、影響を回避することを考えております。

土壌汚染の予測の結果となります。

はじめにごみ処理施設の稼働ということで、ごみ処理施設の煙突から排出される排ガス、これを加味して土壌に蓄積する影響について検討を行っております。こちらにつきましては、大気を介していくことですので、先程大気のところでご説明いたしました、自主規制値を設けることによって、土壌のほうの影響の最小化も図れると考えております。

また、廃棄物の埋立てということで、これについては埋立作業により廃棄物が飛散することで周辺の土壌を汚染するかどうかということで考えておりますけれど、こちらについても先程お話ししましたが、即日覆土等を行うことによって、影響の最小化を図っていきます。

続いて日照障害については影響評価だけを実施しておりますけれども、日照障害の予測の結果から、対象事業実施区域の外側に対しては、基本的には煙突の影が大きく出る程度であり、建物につきましては、3時間を超過するような日陰はできていないと考えております。

(事業者 大谷)

続いて陸上植物についてご説明いたします。

植物、動物の調査範囲は事業区域の周辺200m、それに河川の流下方向を含めまして、北西側をやや広げた200mの範囲で調査を行っております。

陸上植物の現地調査の結果は、627種が確認されております。このうち対象事業実施区域の中では、512種が確認されておりました。さらにこのうち、環境省のレッドリスト等の基準に基づきます保全すべき種は事業区域内に10種確認されました。

こちらが対象事業区域その周辺の現況植生図になります。凡例が見づらいですが、こちらの濃いオレンジの部分が桃畑等を中心とした果樹園になります。こちらの薄い緑の東側の範囲は竹林になっております。こうした竹林、果樹園等が大部分を占めておまして、コナラ、クヌギ林がこの緑の部分になりますけれど事業区域南側、こちらの斜面のところですが、こちらにクヌギ、コナラ林が分布をしていました。

陸上植物の予測結果でございます。

陸上植物につきましては保全すべき種といたしまして、先程申し上げた10種をあげております。これらの種につきましては9種は改変区域に生育しており事業の影響を受けるということで移植等の

保全措置を行うことを考えております。

そのうち、マツバランにつきましては、山梨県のレッドリストのうち、山梨県内で自然絶滅というランクにあがっております。こちらにつきましては、調査範囲のうち2つの確認地がございました。このうち1箇所については、改変区域から除外し、非改変区域とすることにより、こちらのマツバランの生育地の一部を保全することを考えております。

その他の種については移植を行うのですが、マツバランについては保全策を確実にするため調査を継続して行っております。

陸上動物につきましても、陸上植物と同様に周辺200mを調査範囲としました。

陸上動物につきましては、1, 114種が確認されました。このうち環境省のレッドリスト等の基準に基づきます保全すべき動物種として、哺乳類2種、鳥類11種、爬虫類1種、昆虫類9種が挙げられております。

このうち希少猛禽類であるオオタカ、希少鳥類であるミゾゴイについては、現在も継続して追跡調査を行っている状況でございます。

陸上動物の予測評価の結果でございます。保全すべき種のうち工事の影響を受けると考えているのが13種になります。これらの種の生息環境を保全するため、種々の環境保全策を講じて参ります。こちらの環境保全策につきましては、後ほど生態系のところで全般的にお話させていただきたいと思っております。

水生生物につきましては、事業区域の中を流れる蟹沢川、事業区域北側を流れます間門川の各地点で調査を行っております。

水生生物につきましては、魚類7種等の生物が確認されております。このうち保全すべき種としては、魚類1種類メダカ、底性生物1種類が確認されております。

その底性生物はオジロサナエのヤゴでございます。こちらのほうも水辺の創出等の保全策を行います。この保全策については生態系でお話させていただきます。

生態系ですが、対象事業区域内を流れる、午前中に見ていただいた蟹沢川が、埋立処分場の範囲内に重なってしまうということで、それを上流のほうから、付替えを行ってまいりまして、最終処分場の南側に沿って流れるルートを考えております。その河川の付替えに当たりましては、多自然型の配慮を行うということで、護岸の形状につきましては緩勾配、周辺緑化、ビオトープの形成といった形で動物植物の生育環境の保全を図っていくということを考えております。

保全対策といたしましては、緑化を重点的に行うということで、対象事業実施区域の西側におきましては、現況果樹園となっているところを落葉広葉樹に植栽をしていくということ。それから、対象事業区域の北東側につきましては、現在、真竹、竹林になっておりますので、こうしたところについても落葉広葉樹を植栽していく予定です。それから、先程の水路の形態は南側の部分となっております。こうしたことを前提としておきまして、生態系の予測、評価を行っております。

生態系の予測評価の方法については、2つの方法で行っておりまして、ひとつがHSIモデルによります定量評価でございます。こちらの評価につきましては、ヤマアカガエル、ゲンジボタル、オオムラサキ、テンの4種の動物を行っております。

まず、こちらの評価についてご説明いたします。

先程の保全対策をそれぞれ分けまして、4つのケースでそれぞれ対策の評価を行っております。

1つ目（Case0）については、現況に比べてどうなるかということのために現況の再現を行っております。2つ目（Case1）は事業を無対策で行った場合の影響の把握、3つ目（Case2）は多自然型の

水路の効果を見るために水路の保全を行った場合、4つ目（Case3）は、水路は行わず、植栽を重点的に行った場合、5つ目（Case4）は、保全型水路の整備と、植栽の充実を行った場合等の組合せの予測を行ってまいりました。

例として、ヤマアカガエルの生息環境の評価を行った結果をお示しします。

こちらが現況の評価（Case0）となります。対象事業実施区域の林縁部・周辺部につきましては、ヤマアカガエルの生息域となるような状況ということで、こちらの黄緑色から緑に行くほど点数が良い結果となっております。もし、対策を何も行わない場合（Case1）は、対象実施区域内の評価がゼロになってくるということがございます。河川の水路の付替えを行った場合（Case2）は南側に一部生息環境が復元される。そして緑化を行った場合（Case3）は北側になりますが、どちらも植栽の効果が出て、北西側が復元されるということになります。水路と緑化を行った対策の場合は、南側部分、北西側部分に保全策の効果が出てきます。

そして、現在の状況と比較して、現在の状況を100%とした場合、対策を行わない場合は、この黄色い薄いほうですが、約10%の評価値になり、種々の保全策を行うことにより事業計画地の中で70%程度まで回復するという評価を行っております。

事業実施区域周辺を含めると、評価の点数はこのようになっています。

戻りまして、オオタカについても生態系の評価を行っております。オオタカについては、現況調査の結果、餌動物の量の変化について評価を行いました。オオタカの繁殖期の高利用域における餌量ポテンシャルは、事業の実施により約23%減少することが予測されるということで、オオタカの生息環境については工事時、存在供用時に、継続的にモニタリングを行っていくということで影響の有無を確認していくということ、影響が生じていることが確認された場合、影響要因の排除を行うことを考えております。

続いて、景観の予測・評価になります。景観につきましては現況調査ということで、事業実施区域周辺の10地点で調査を行っております。景観の予測につきましては、冒頭の事業計画でご説明いたしましたが、煙突の高さ、煙突の位置につきまして、現在、複数案がございますので、それぞれの複数案に対して予測を行っております。

まず、こちらが本日午前中に行っていただきました対象事業実施区域北側の寺尾地区からの眺望になります。現在はこちらの里山景観の中に対象事業実施区域が見えているという状況でございます。これを事業実施後のイメージということで、作成した絵がこちらになります。対象事業実施区域の北側には搬入路を含む法面が出てくると、焼却施設、リサイクル施設の建物、そして焼却施設煙突が一部見えてくるということで、当然煙突高さ100mの方が煙突が良く見えてくるというような状況になっております。

続きまして、建物の色の検討を行っております。パワーポイントでは色の違いが見にくいのですが、里山景観の色の特徴といたしまして、土、枯れ木等の茶色、空の青色、植物の緑色という3つの色調について行っております。こちら、基本の白に対しまして、ベージュ系で評価をした結果になっております。続きまして水色、ブルー系で評価をした結果、緑系で評価をした結果となっております。現在では、機械的な色を決めまして、建築計画等はまだ検討中の段階ですが、ただし、里山景観に配慮するという前提とした建築計画が進められるということになっております。

こちらは、対象事業実施区域の南側（写真は西側）から見たフォトモンタージュになります。現況に対しまして、対象事業の施設が見えてくるということで、煙突の高さの違いが見えてきます。煙突の高さが低いほど、当然景観への影響は小さいと評価を行っております。

続きまして、廃棄物・発生土の影響でございます。今回の工事によりまして掘削、伐採等が行われますのでそうした廃棄物が発生いたします。これらにつきましてはリサイクルを行うということで影響の最小化に努めていくこととさせていただきます。

施設に稼動時に発生する廃棄物でございます。

ごみ処理施設からは、飛灰、焼却残渣、溶融スラグが発生いたします。そのうち溶融スラグにつきまして、コンクリートの2次製品、路盤材として有効利用していくということで廃棄物の発生量の最小化を図るということです。その他、飛灰、焼却残渣につきましては、埋立処分をするということで環境影響を外に出さないということを考えております。

そして、最終処分場につきましては汚泥が発生いたしますが、こちらにつきましても脱水処理を行った後、最終処分場で埋立処分を行うということで環境影響を出さないということで書かれております。

大気汚染物質、水質汚濁物質の影響評価でございます。大気汚染物質の発生量につきましては、ごみ焼却施設から出ますダイオキシン類、こちらにつきましては、法の規制値より厳しい規制値を採用することによりまして、発生量の最小化を図っていると考えております。

水質汚濁物質の発生量としましては、最終処分場からの排水中に含まれるダイオキシン類等が考えられますけれども、こちらにつきましては、当然浸出水処理施設において処理を行った後、公共下水道に放流する、対象事業実施区域南側の河川等には影響を及ぼさない、回避の保全策を行うということとしております。

続きまして温室効果ガス等になります。今回、ごみ焼却施設ということで、ごみの焼却に伴いまして、ゴミの中に含まれます、一般ゴミの中に含まれますプラスチック系のものが、二酸化炭素、温室効果ガスの発生源となります。この発生源につきまして現況と将来予測年次にどれだけの変化があるかということで予測を行っております。今回の場合、ゴミの発生量の計画値が将来、軽減していく事がありまして、将来にはゴミの焼却に係る温室効果ガスは減少していくと考えております。

最後に総合評価になります、今まで各項目につきまして申し上げてきたとおり、各項目については影響が生じる可能性があるということで、実効性がある回避、最小化、代償するという事で、種々の環境保全措置を講じていくということが必要となっております。

今回の事業なのですけれども、対象事業の事業者が異なります3事業があので地域にできます。ということで、それぞれの影響を複合的に予測を行っております。その結果、環境への影響を回避するためには、事業ごとに種々の保全対策を講じるということが必要となっております。

それから最後にゴミ処理施設、最終処分場に、冒頭に申し上げたように、複数案が混在いたします。まずゴミ処理施設につきましては、煙突の位置、北東側と南東側、それから煙突高さにつきましては、59m、80m、100mの高さの違いがあります。これらの条件が影響します大気汚染、日照障害、景観につきまして予測評価を行ったところ、煙突の位置については南東端にしたほうが、そして、煙突の高さにつきましては59mとしたほうが、環境影響を最小化できるものと評価をしております。

さらに、最終処分場の複数案につきましては埋立て容量が、60万 m^3 の案、30万 m^3 の案とがございますけれども、これらの案については、予測評価を行った結果、今後は種々の環境保全を行っていく必要があるという結果となっております。保全措置につきましては、今までご説明の中で述べてきたものを実施していく考えでございます。

環境影響評価準備書の説明につきましては以上でございます。

(片谷会長)

ありがとうございました。大分ボリュームのある準備書でございますので、かなり長時間にわたるご説明をいただきましたけれども、これについて事務局から何か補足しておく事項はございますか。

(事務局 小林課長)

特にございません。

(片谷会長)

ありがとうございました。それでは、これから質疑に入りたいと思います。今日午前中に、現地調査していただいたことも踏まえまして、事業者の確認をしておきたい事項から伺いたいと思います。ただいまご説明いただいた事業計画や、準備書の内容についての確認的なご質問も承りますが、早見委員お願いいたします。

(早見委員)

ちょっと確認ですが、十分に読んでいないから分からない部分もあるのですが、説明の中で、ごみ処理場が稼動した場合に7千kwを発電するなかで、あわせて太陽光発電等を併用して、環境を利用していくような話がちらっとあったんですが、もう少しその辺を、具体的にお話しいただけるとありがたいなと思います。例えば、太陽光発電のパネルを上につけるであるとか、あるいは風力発電等も併用するのか、その辺りが分かればありがたいなと思います。

(片谷会長)

では、事業者からご回答をお願いいたします。

(事業者 石原局長)

先程ご説明いたしました、太陽光発電等の施設でございますが、ごみ処理施設というよりは地域振興施設側でゼロエミッションを目指した施設を計画したいと思っております。

これらの施設につきましては、ごみ処理施設側の電力供給をさせていただいた中で、地域振興施設側でそのような施設を考えているということでございます。

(早見委員)

その中には、例えば風力発電のような、風車が回るような動的なものが含まれていないと捉えてよろしいですか。

(事業者 石原局長)

施設的には、温泉施設を含めた1,000㎡程度の施設を考えております。なるべく今考えられる施設、太陽光あるいは地熱等を、先程、お話をさせていただきましたが、基本計画はそのようなことを考えているということで、今後、先程言いましたように、設置に向けた検討を更にしていくというところでございます、いずれにしてもその2つを今考えているところでございます。

(片谷会長)

それでは他のご質問をお願いいたします。

大久保委員をお願いいたします。

(大久保委員)

説明ありがとうございました。設置場所とかその環境については分かりますが、そのもの、施設の問題ですね。どのような方を対象とした施設なのかということと、もう1つは緑にという事を言われましたけれど、竹を全部、竹から落葉樹と言われましたけれども、例えば竹があるから、カザグルマがあるというような、こういう相関があるわけなんです。ですから、そのようなことをどのように考えているか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。というのは、あの施設は、その地域だけの本当に「遊び」という場面の施設なのか、要するに「癒し」というか、「学習」の場に対する施設なのか、そういうことによって施設が違ってくると思いますが、いかがでしょうか。

(片谷会長)

それでは、事業者、ご回答をお願いいたします。

(事業者 石原局長)

委員が申されたのは、地域振興施設の関係だという風に思いますが、地域振興施設に関しましては、基本的には先ほど、基本計画の中で説明させていただきました温浴施設、憩いの場、さらには広域的な施設として考えております。本当に詳細な実施設計につきまして、さらに研究を重ねていきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、温泉施設を使った広い意味での利用者が図れるような施設にしたいと思っております。なお、環境関係のお話、一般的な見学、環境に関する教育の方の問題はごみ処理施設側で受け持ちをしたいという風に考えておまして、これらのごみ処理施設を含めた中で、例えば小学生はもうカリキュラムの中に入っておりますので、小学生をはじめ一般の方々、現在もありますけれども、それらの方々に対しても、環境教育といいますか、視察というものも、ごみ処理施設側で色んな場面を想定いたしまして、なるべく多くの方々に来ていただきたいということで、施設のにもルート等を考えているということが現状でございます。

(片谷会長)

ありがとうございました。

今の久保委員のご質問の中の、竹林を落葉樹に置き換えるということに関しては何か、今の段階でご回答がありますでしょうか。

(事業者 大谷)

私の方からご回答させていただきます。

本日、午前中にご覧いただいたかと思うのですが、あの場所ではないのですが、竹林が非常に圧力が強くなってしまっていて、拡大をしているということ、影響調査の段階から課題と感じております。そういったことで、今後、周りの植生の管理を含めましては、生物多様性の観点からも含めまして、落葉広葉樹に改良していったほうが良いのではないかとということが1つの動機といたしまして、環境保全措置として、周辺の竹林を落葉広葉樹に改良ということでございます。ただ、竹林だから悪いとい

うことで考えているのではなくて、その内のいくつか竹林として分布域を残すというのも可能性としてはあると思いますが、現状ではそこまで詳細にはなっていないという状況でございます。よろしいでしょうか。

(片谷会長)

ありがとうございました。それでは、坂本委員お願いします。

(坂本委員)

2つほど気になっており、確認したいのですが。まず、埋立処分場の悪臭についてですが、話の中では悪臭の出ないものを埋立てるという話でしたが、構造は準好気性にしてガス抜き管がありますよね。準好気性ということは、有機物が入ってある程度分解することを想定しているように思うのですが、悪臭の出ないものを埋立てるとするのはどういう根拠を考えているのか、ということが1点。もう1点は、水の話でこれも構造なのですが、「埋立処分場内は地下水面より高いところで工事する。」という話でしたけれども、構造を見ると地下水集排水管というものがありますよね。その地下水集排水管も、地下水面より上に作るわけですか。その2つをお願いします。

(片谷会長)

では、事業者、ご回答をお願いいたします。

(事業者 村山)

まず、1点目の埋立ての対象廃棄物の件でございますけれども、こちらのパワーポイントでは説明が不十分だったと思いますが、いわゆる生ごみ的な、その場で、腐敗・分解するものは対象の廃棄物ではない、焼却灰等であることから、「悪臭が発生しにくい」といった、ご説明をさせていただきました。

準好気性ということで、なるべく分解させるというよりも、処分場には焼却灰がきますので、ダイオキシンとか、そういった付着している物をなるべく雨水等で洗い流して行って、浸出水処理水の方で処理をすることによって、ごみ処理の安定化を進めていきたいというのが、考えている埋立方式でございます。

(集排水管の地下水面について) ちょっと確認をしますので、お時間をください。

(坂本委員)

ガスについては、そうはいつでも廃棄物を同じように埋立てをしている処分場では、臭いの事をちゃんとやっていると思いますので、臭いが出ないからやらないというのはちょっと説明力不足と思います。

(片谷会長)

そのあたりは、意見交換の中でまた取り上げさせていただきたいと思います。

それでは、今の坂本委員のご質問に対する回答については、事業者が内容を確認しておりますので、その間、別のご質問をお受けしたいと思います。

福原委員、お願いいたします。

(福原委員)

詳細な説明を伺わせていただいているのですが、今日午前中に現地を4、5年ぶりに行ったような気がしました。私の分野から見ますと、4、5年前の耳から入ってくる情報と今日の情報つまり音の面からは非常に、自然がたくさんある状況だった訳です。そうした中で、法に基づいているものから、騒音規制であるとか振動規制といったものに対応していくのも一つの切り口ですが、現状存在しているものをどのように最大限うまく活かしながら調整をしていくかということを考える視点というのが大事であることを痛感しました。

その辺のところ、あまり感じられなかったもので、どうかなと思ったことが1つ。

それから、これは単純なことですけど、規制の対象となっております振動ですが、調査結果では、80%レンジの上端値、つまり L_{10} が30dB以下だとなっておりますが、予測結果のところ、バックグラウンドレベルが30dB以下であったという理解でよろしいですね。

(事業者 大矢)

はい。

(福原委員)

最後にもう1つ確認したいことがあります。平易に説明していただいたのですが、低周波音の件について伺います。環境保全措置のときに、1つの配慮事項としまして、要は問題がありそうなものがあつたら建物の中に全部入れてしまえばいい、あるいはそういう建物を考えるということになっているようです。それも1つの考え方なのですが、低周波は例えば、どんな施設にはどのように対応し低周波音の低減をはかるのかという中に、常識的な対応でよくやる方法では、消音器を用いることです。しかしこの言葉がこの資料中に全く載っていないというのは「不足気味だな」と思いました。その辺のところ、音がらみた疑問点です。

そして、私は専門外ですけど、(フォト)モンタージュ等のところで、これは、現地調査の時に歩きながら伺ったのですが、建築物、つまり建物が常に「矩形の建物ありき」みたいなものでモンタージュを作ってきている事に、ちょっと違和感を覚えます。もっと広い意味で、形も、色だけではなくて、そういうものも配慮した中で、こういう風にしたらよりその場所・地域に調和するのではないかと、より前向きな提案をしていただけると、我々も、中身を細かく理解することができますので、そのあたりを、あえてこういう方法にしたのはどういう理由なのか。少しご説明をいただきたい。

(片谷会長)

それでは、音については消音、対策のこと、景観に絡んで建物の色だけではなく、形は検討対象ではないのか、というご質問ですが、いかがでしょうか。

(事業者 石原局長)

中身を少しご説明させていただきたいと思います。

私共は、ごみ処理施設の発注を検討していて、もうすぐ発注させていただきます。

委員がおっしゃったように私共も、この景観を大変重要だと考えております。当然ながら、ああいふ自然のところで作るということに関しましては、できるだけ地域との調和も図った、そういう施設を作りたいと事業者も考えております。

一点は、自然に調和するという意味で、景観に対しまして、今言われたように、ああいう矩形のものが良いのかという議論があるというのは存じております。私共もその点に関しまして、今回の発注というのは、DBO方式で設計も兼ねております。私共は今後、事業者（設計業者）からの提案を今年の末、いただきます。この提案に関しましては、デザインに関するものも含まれておりまして、今後は総合評価方式で各参加事業者から、デザインを含めた提案をいただきます。

この視点で、今後発表させていただきます、総合評価の私共の視点の一つに、景観も重要視しているという点数化をさせていただいております。各事業者から提案される、景観あるいは、自然に対する配慮というものについても、私共が評価をいたします。そういうことで、事業者も私共の思想を汲み取っていただけると考えておりますので、今後そのような施設を是非作っていきたくと事業者としては考えておりますので、メーカーはそのような意図を持ってやっていただけると考えております。

それで、最初と最後の質問は、そういう意図で私も発注するというところでございます。

もう1つ低周波の問題につきましては、大変重要な問題ということを私共も承知をしております。高周波と違しまして、低周波は非常に難しい問題です。先程言われましたような、今回発注する機械仕様・電気仕様、色んな建物仕様は仕様書というもので発注いたします。その中にも当然「低周波に配慮する」ということで明示させていただいております。実態的には、今、委員も申されたような、チャンバーは当然ながら設置をしていく、あるいは建物の機器類の配置、特に装置関係の配置についても、先程言った、民間側ではない方の施設、あるいはリサイクル側もそうした設置計画を期待しておりますし、仕様書にも騒音・振動等に配慮した施設設計しろということで、発注も現在しておりますので、言われたようなことは今後メーカーにも実質的に設計していただきたい。今回の仕様書の中でもそうしたことをいったという事で、ご理解いただきたい。

(福原委員)

確認ですが、先程私が申し上げました、自然環境に存在するような音が豊富にある地域であり、それと施設からの音をうまく調整をしていくというふうに理解してよろしい訳ですね。

(事業者 石原局長)

施設を作るということについては、できるだけそういうものを大事にしていきたいと思っております。今ので、全部となりましたでしょうか。

(福原委員)

はい。

(片谷会長)

先ほどの地下水の件はよろしいですか。はい、では、ご回答お願いします。

(事業者 村山)

先程の地下水の件なのですけれど、地下水の高さは、地下水集水管よりも低い、地下水集排水の方が高くなる位置関係になります。地下水集水管につきましては、埋立地内に降った雨については遮水工の上にある浸出水集水管により集めて水処理を行うのですが、周辺からの雨水、地下浸透するものを地下水集排水により集めるということと、それにより遮水工の浮き上がりの防止等を含め

て敷設するといった考えでございます。

(片谷会長)

その点はよろしいでしょうか。

(坂本委員)

多分、地下水と言葉で言っているのは2つあったのだと思っていました。処分場の下に地中を流れる水があるということを念頭に考えるということですね。

(片谷会長)

ありがとうございました。質問と意見交換が混じった状況になりつつありますけれども、特に混じっても支障があるわけではございませんので、今日は何らかの結論を出すというものではございませんけれども、この準備書に対する意見を含めて、希少動植物に関することだけは後で別途やらせていただきますけれども、それ以外の項目につきましては、意見交換を含めてご発言いただいて結構でございます。

鈴木委員お願いいたします。

(鈴木委員)

生態系の保全対策について、今日の資料、あるいは他に書いてある内容について3点ほどあるのですが、敷地内の果樹園を利用して、そこの一部に高木を植えて樹林化を図るというお話ですが、果樹園を利用する限りであれば、必ずしも高木はいらぬ、中低木程度で良いのではないかとということと、他にもあるのですが、樹林帯を作るという話では落葉広葉樹林を作る、今日見て来た、あるいは資料にも入っていますが、かなりシラカシが、常緑が入っているので、この焼却炉等との関係を見ると、常緑樹を混ぜた形での樹林帯を作った方が、冬の期間を含めて景観的にも優れているのではないかとというのがもう1つ。それから、水路を付け替えてビオトープを作るという説明でありましたが、図面等を見る限り、割石等の話だけで、水辺の植物を植えるとか、水たまりを作るとか、そういうことが含まれておりませんので、この点についてはもう少しビオトープらしい整備をしていただきたいということです。以上です。

(片谷会長)

ありがとうございました。ご意見としてお出しいただきましたが、今日の時点で事業者から具体的に回答いただけることがありましたら、お願いします。

(事業者 村山)

樹木の創出の考え方については、ご意見をいただきながら反映したいと思っておりますが、確かに事業者の考え方としては、そういった樹林として整備するという考え方がございます。ただ、3点目として水路の付け替えについては、イメージのほうが小さくて分かりにくかったかもしれませんが、川だけではなくて、周辺の水辺的な環境ですとか、上流側においても水域的なところを、スペースを有効に使って作ろうということであり、河川のところだけの水辺環境という訳ではないということです。準備書では6. 584ページです。こちらの上側にイメージ図として載せておりますが、そこに蟹沢

川自体の付替え以外に、後ろのほうに水池という形で、灌水池と書いてますけれども、そこで、ヤマアカガエルの産卵場所等の整備をしていきたいと考えております。そこだけ1点だけ補足させていただきます。

(片谷会長)

ありがとうございました。関連のご意見ということで、大久保委員どうぞ。

(大久保委員)

今の関連ですが、あそこ(P6. 584)に書いてあるような、作ったような図ではなく、ここの歴史があるのです。おそらくあそこは、昔、里山としてクヌギとかコナラを利用したと思います。そのうち人がいなくなって放置してしまったものですから、笹が出て来てしまった。クヌギ、コナラは暖房用に使い、あと現金収入のため桑畑、蚕を飼った訳です。そういう残りが、現在年寄りが多くなってしまい放置されている。そうした歴史を踏まえた思い出になるような自然環境の施設を作ってもらいたい。そういう風な立地の場所を作ってもらいたい。あそこ(P6. 584)に書いてあるようなコンクリートで固めるとかそういう意味ではなくて、後でレッドデータ的なことは扱うということですが、例えばミゾコウジジュという植物は、田の畦なので、では田んぼを残すべきだとか、カザグルマの場合は竹林があるから、マツバランはちょっと別の問題ですが、アズマイチゲというのはやはり田んぼなのです。ヤマユリは斜面があつてというように、そうした里山的な発想のような環境づくりをしていただきたい。これは意見です。

(片谷会長)

ありがとうございました。ただいまのご意見は、事業者に今後の検討として活かしていただければと思います。手の挙げました順で次、田中委員からお願いします。

(田中委員)

網羅的な説明ありがとうございます。かなりぶ厚い報告書であり、コメントはここだけでは、語り尽くせないのかなと思います。今、景観の話がありましたので、コメントというか質問ですが、まず建物に関して、屋上緑化や壁面緑化とか、そうしたことを考えておられますか。

(片谷会長)

それは今、ご回答いただけますか。

(事業者 石原局長)

ゴミ処理側と地域振興側があるかとは思いますが、現時点においては具体的なものまでは考えてはおりません。一般的には屋上、壁面というのは考えられる話ですけど、現時点ではそこまで細かい所までいってはおおりません。

(田中委員)

先ほどのご説明で、今後メーカーに色々なタイプの創意工夫を景観面と、自然環境保全面を考慮した形の提案をして、コンペティションで行う。できれば、こういう環境アセスメントの手続きの時に、

もしそういう仕組みを今後行われるのであれば、景観の環境保全対策のところ、今後そうしたことを行いさらに推進するということを書いた方がいいです。でないと、それが証拠に残らないと言いますか、また、何を視点に「よりよいもの」とされるのかについて、ここ（準備書）を見ても全く書いてないので、やはり書くべきだと思います。こうした（環境影響評価）手続きでは、今申し上げた屋上緑化、壁面緑化というのは、今のスライドでも分かりますが、建物が突出して景観の中で違和感がありますから、当然それをやらなければいけないというよりも、複数の検討の中に、必ずそうしたものも入れて、検討されるべきだと思います。ランドスケープの点ではそんなところですよ。

HEPのことが野生生物に関して使われていますので、これに関して質問しだすと時間が足りないもので、数点だけ皆さんがいる席で確認したいのですが、まず、HEPとHSIの関係が、最初に知事意見があって、HEPをやらなければならないからやるのだと、ところが中身を見るとHSIによる評価となっており、そのつながりが分からない。しかも、重要どころHEPチーム等重要なデータについては資料編を見てくれとなっているのですが、資料編のところを見るとHEPの所は、たった1ページしかないのですよね。たった1ページくらいの資料であれば本編に載せるべきですし、さらにいえばHSIモデルだとかHEPそのものの根拠といったものが、今の報告書では全く書いてないので、ブラックボックスであり、何か分からないけれどHEPによりHSIモデルで評価したらこうなったというふうにはしか見えない。本来であれば、資料編の方に今のHEPチームの1ページだけを載せるのではなくて、こちらにHEPの中身の抜粋を載せるべきだったと思います。

HEPを取り入れていただいたという点は私としては非常に評価したいのですが、1つだけ質問したいのですが、私がなぜHEPを日本に導入したかということ、効果的な環境保全対策を推進するというで導入したわけですが、コンサルとして、従来の評価を行ってきたと思いますが、HEPをやったことによって、そういう風になっているのかどうかということ。HEPを個々での調査で使ったことによって従来、あまり考えていなかったような環境保全対策が進んだのかどうかというのが今一つよく分からない。そこをちょっと専門家の方に教えていただきたい。

(片谷会長)

事業者から、ご回答をお願いいたします。

(事業者 村山)

最初にご指摘を受けました、今回のHEPのHSIモデルの内容が具体的に示されていないというのは、ご指摘のとおりで、このあたりを十分お示しできなかったことは、こちらとしても反省すべき点と考えており、これから技術審議会の過程の中で資料提供していきたいと思っております。

本題のご指摘の方につきましては、今回、我々も初めて条例の事業の中で、HSIモデル、HEPを専門家の方と相談する中で、良かったと思うことは、漠然として保全対策を考えると、例えば今回オオムラサキを対象種とした生息環境を作りましようとした時、エノキであるとかクヌギであるとか、ハビタットの重大生息条件となるわけですけれども、そういったものが保全対策の時にどういう環境で植栽すれば、少なくともオオムラサキにとっては効果的な生息環境が復元できるかといったところが検討できたかなと思っています。ただ、具体的なプロット関係をどのようにすべきかというところが準備書の中で表現しきれなかったり、具体的に詰め切れなかった部分はあるのですが、ただエノキをたくさん植栽するとかではなくで、どういう場所どういう環境ですれば効果的な保全対策ができるかということは、HSIモデル等を使うことによって、我々も理解することができたし、

それをうまく説明すれば、住民の皆様や審査会の皆様方にもご説明できるものだろうと考えております。

(田中委員)

HEPを使うことによって、今言われたような具体的な種ごとの特性に沿った保全対策が進むというのは1つではあります。もう1つは、HEPで普通の日本の開発事業を評価すると、回避しても、最小化してもどうしても残る大きな影響があるってことが必ず分かるはずで、そうするとそこに対して、いわゆる代償ミティゲーションというものが必要になってくる。ところが今回のこの準備書では、見たところ、域内の緑化は、いろいろ創意工夫されているようですけれども、その損失を域内だけで担保できて、回避、最小化、代償できていると言い切ってしまうのは、専門的にはNo net lossできているとはなってしまうのですが、どのようなHEPをやったにしてもそうしたことはならないはずで、域外でプラスアルファのオフセットをしていかなければいけないということになると思います。これは、日本の中では非常に先進的な話になってしまうのかもしれませんが、実は今回、私も、名古屋から来まして、愛知でトヨタの大規模開発が行われ、愛知県ではこれから代償ミティゲーション条例を作っていくという中で、HEPで評価して域外でどれだけ代償をするのかということが日本の中でも始まろうとしていますし、2012年には国際的なBポップという集まりの中で、国際基準というものができます。ですから、そういう意味ではもうちょっと回避、最小化、代償という言葉がいろいろと使われているのですけれども、日本の中では環境影響評価法レベルでは定義がないわけですが、もう少し厳密に使ったほうが良いのではないかと、代償できない部分がこれくらい残るところが、でも実際は域内でいろいろやるのだけれど、それでもやはり残る部分があるのかなというところが見えなかったかなというのが残念というか、今後の課題としてですね。それでも従来よりは、大分環境保全対策が「進んでいる」とは言えるのかな、という気はしています。もう1つ、希少種で話をすることもできないかもしれませんが、ミゾゴイがいるのですよね。ミゾゴイをHEPの対象から外した理由というのは何だったのでしょうか。

(片谷会長)

どうぞ、事業者。

(事業者 村山)

まず、ミゾゴイが本当に繁殖しているのを確認できたのは、現地調査が結構進んだ段階であったこと、またミゾゴイの生態が分かっている専門家がなかなか見つからず、今、実際、業者からご相談させていただいている専門家の方もいるのですが、その先生は、予測までHEPというか定量評価の経験がないかともお聞きしたのですが、「自分も経験がない」とのこと、協会のほうから、ミゾゴイのHSIモデルの手助けをしてくれないかといわれたけれども、そこまでは自分の研究がいたっていないということでお断りした。なかなか既存のモデルがない中で、1からモデルを作るのはちょっと難しいと思いました。

(田中委員)

ちなみに、愛知のトヨタの開発では、ミゾゴイのHSIモデルを実際に作っています。ですから、水面下では実際はあるのです。ですからやはり、愛知の開発でもミゾゴイが一番大きな問題となって

いるわけで、それくらいの希少性のあるものですから、ここではそれを抜いて定量的な評価をするというのはちょっと難しいのかな、そこが抜けているというのが、という気がしました。

(片谷会長)

今日で議論が全て終わるのではありませんので、ご意見をいただきましたので、事業者サイドでもご検討いただきたいと思います。

湯本委員、お願いいたします。

(湯本委員)

保全対策としてのビオトープということが提案されていますけれども、これについては生物の保護対策だけに使うビオトープであるのか、または、違う目的、例えば環境教育目的のようなものも盛り込むのかということで作り方も変わってくると思います。多分あの地域に普通にある川を考えてみますと、ビオトープとって作っても、おそらく2、3年経てば、手に負えなくなるというか、元に戻ってしまうと考えても良いのではないかと思うんですね。もし保全対策だけをするのであれば、あの地域の川に合わせたような傾斜をつけて、ある意味何もしないという訳にはいかないでしょうけれども、あえて飛び石を作るとか、どうするとかいう必要性もないのではないかなことも考えられると思います。目的によってビオトープの作り方が変わってくると思いますが、何を目的としているのかということをお話いただきたい。

(片谷会長)

では、事業者からご回答をお願いします。

(事業者 村山)

基本的には生物の保全を基本と考えております。飛び石等の件についても、あそこにゲンジボタルが生息しているため、ゲンジボタルの生息環境を作るうえでも、流れの変化等を作っていないとなかなか難しいと考え、こうした構造になっています。

(片谷会長)

おそらくこれから設計を固めていく段階ではまた、専門家の意見を聞かれる機会もあると思いますので、今のご意見も取り込んでいただいて、専門家の意見を十分聴取して、研究を進めていただくということでよろしくをお願いします。では、石井委員どうぞ。

(石井委員)

建物等については、毎回難しいですねということであり、曽根丘陵から非常に目立つということで、そのあたりを気をつけていただきたい。また処分場については、環境影響評価準備書の中で話すべきかどうかということもあるのですが、埋立てられた後の姿がどうなるのかが分からない。将来的にどれくらい、ここは何年で完了するのですか。

埋立てが終わった後、このプールのようなところが、どのような姿になるのかという話がありなものと、覆土置場が奥の方に結構広い範囲で取ってありますけれども、これはどれくらいの土の量を常時溜め込まなくてはいけないから、これだけの大きさとなるのかが分からない。このために随分、地

形を削っているんですけど。そのあたり、割と平気で地形を無視して削っているようですが、何かを工夫して必要最小限にできるものなのか、それとも、最低限、見かけは機能をポンポンと置いていった感じがするので、もう少し全体的に同じ機能でコンパクトにできないのかということなのです。あと、細かいところですが、擁壁が、割とコンクリートがむき出しとなって書かれておりまして、そのところで取り付け道路とかの擁壁についてコメントを入れていただければと思います。

(片谷会長)

それでは、事業者から、今日ご回答をいただける範囲で、回答をお願いいたします。

(事業者 渡邊主任)

埋立期間については、15年以上ということで考えております。また、埋立てたあとの台地についての利用方法は現段階では未定というところでございます。覆土置場なんですけれども、地形を無視してこのような形になっているのではないかという話があったのですが、当初の計画では、もっと大きくなければ、埋立てに対して、毎日、セル方式とって、悪臭が出ないように埋めていきますので、量をたくさん確保しておきたいのですけれども、午前中見に行ったところで、マツバランがそこにあるということで、その周辺を30m以上、生息環境を残すという形で形を残したために、今このような形となっています。

(片谷会長)

擁壁については、何か緑化等のご予定がありますか。

(事業者 渡邊)

擁壁は今のとことまだ何もなく、今後検討していくこととなります。

(片谷会長)

大分たくさんご意見いただきましたけれども、予定の時間を少し過ぎておりまして、では工藤委員と早見委員にご意見をいただいてから、次に進みたいと思います。

(工藤委員)

大気の短期濃度予測のところですが、気象条件別に観測結果が書かれていますけれども、逆転層発生時というのは、いろいろ逆転層の種類があると思いますので、この辺はやはり、上層逆転とか全層逆転、このケースは上層逆転だと思いますけれども、そういった種類別に書いていただいたほうがいいと思います。それから、春と秋には、上層気象観測を行っていないので、春秋の移動候時の逆転層というのは結構、発生する可能性があると思います。それが、全層逆転として、地上の接地逆転が発生した場合、それが崩壊するときにフミゲーション現象とかが起こりうる可能性はないのか、といったあたりを懸念します。

それから、地上気象観測の結果による逆転層の出現比率が出されていますが、その出現比率とパスキル安定度のEFGの出現率を比較しますと、地上気象観測による逆転層の発生頻度の方が、かなり大きく、そこに割と大きな差があるわけですね。というわけで、非常に複雑な地形をしておりますので、パスキルのやり方による安定度の推測と、現実、地形効果が加わったものとの間に乖離がある可能

性がありますので、多少の過小評価の可能性についても懸念しておいたほうがいいのではないかなと思われました。したがって、車両を分散するということでしたが、冬は発生率が60%を超えていることもありまして、その分散の時間をどのように行うかということ、深く考慮する必要があると思われました。

もう1点、坂本先生からもご質問がありましたけれど、埋立地の方で、有機物が本当に入っていないのかということは、私も懸念しておりまして、温暖化対策の方でメタンのほうも計算していらっしゃるようですが、多少不燃物残渣の中に有機物が入り込む可能性もあると思うので、少ないかもしれないのですが、一応メタンの排出というものも計算されてみたほうがいいのではないのでしょうか。

(片谷会長)

今日すぐ、何か回答できることがございましたら、回答してください。あるいは、次回以降に別途資料を出していただくという対応でも結構です。

(事業者 村山)

大気質と上層気象の整理の仕方については、ご指摘のとおりだと思います。こちらのほうだと十分に書けていないところがあります。基本的には調査結果からいろいろなパターンの上層逆転という強度等がありますので、そのものについて煙突からの突き抜けとして、いろいろな影響や検証が必要だったものをピックアップしているのですけれども、この辺りは評価書等で反映させていただきたいと考えております。

それから、地上の気温の1.5mと9.5mの関係と、安定度の入口の話は、確かに結果として48%くらい気温の結果が高く、安定が出ていますので、何らかの理由でパスキルと、パフ・ブルームでいいのかという話は、なかなか数値計算で出るほど加害者になる煙突からの排ガス負荷量が必ずしも大きいのかというと正直そこまで大きくないのかなと思います。できれば、パスキル・ギフォードを使いながら排出係数とかを操作して、安定化を検討できるような方法をご指導いただければと思います。現実では、通常通りのパフ・ブルームを使って行っているということです。

あと、車両の分散については、環境配慮として行っているのですが、今回、ごみ処理施設の方は、4市、結構広域な範囲から収集運搬をするので、ごみの収集・運搬をすることと、ここに持ってくるまでにタイムラグが生じるということと、こちらの受け入れ施設の方が一斉に絞られても、ピットの中でさばききれないので、当然、時間で分散をしなければいけない。そうしたことから環境配慮としようと考えています。また、これの現実問題として色々台数の問題などについて市と県と密に検討していく必要があると考えております。

最後の、埋立てる廃棄物に有機物があるのではないかと、メタンが発生するのではないかとということにつきましては、確かに埋立対象物に有機物はありませんが、不燃物の中に必ずそれが付着しないかと、その可能性がないのかといわれると、ありえないこと、あると思うので、今の県内の処分場の実績等を基にそうしたメタンの排出係数が出せそうであれば、そうしたものを考慮していきたいと思えます。

現時点で言えるのは、こういう考え方です。

(片谷会長)

ありがとうございました。メタンは、類似事例でもデータがあるので、それを引用されればよろしいと思います。

早見委員お願いします。

(早見委員)

先程も上からの図を見て、可動物がないかという話をしたわけですが、オオタカに限らず色々な生物にとっては、可動物や広く反射するものは構造上、生物に対する影響は大きいという事で、いろんな迫り方はあるのですが、景観上の影響を含めて、建物の構造であるとか、よくありがちなモニュメントを建てたりとか、それについても考慮していただきたいということと、現地調査でも出ているように、盆地につながった沢と違って、一本奥に入った沢であり、だからこそミゾゴイであるとか、オオタカが見られるように自然度の高い里山であるということ、そこをあえて切り取って使うという中で、図面を見る限り、12haのフラットな敷地を作り、そこにポンポンと施設を建てるということになっているのですが、すると北側と南側の生物が全て分断されるような形状となり、処分場も埋立てた後どうなるか分かりませんが、もし南側の山とつながるような形状ではないかなと考えると、その里山の景観を残すためには、敷地内にもっと今の景観、畑でなくても良いのですが、畑の部分、さっき委員の意見がありましたような原植生に戻すような形でして行けたら良いなと思います。今見ると、大きな平地がそれを遮っているようで、そこに連続性があるような作り方をすることで、景観や防音に関してもかなり有効ではないか。あと、緑化、緑化といいながら周りに木を一行だけ植えるような緑化というのは、やっぱり緑があればという形だと思いますが、この地域の景観上の価値は、周りの斜面であったりとか、そういったところの植物であり、そこから連続するベルト的な緑地をこの周辺に作ることで、その生物ができるだけ外にいられる環境を残せる。先ほど擁壁の話も出たのですが、全部削って擁壁にするというのはどうか。地質的に問題がないのであれば、現状の台地の上の方を車で通るのであれば、斜面に今の森林帯を残せないのか。そうすると里山としての景観も残るし、色々な希少生物の棲家としては大事であり、大きな環境変更により、そこに生物が棲めなくなる、棲家がなくなるだけではなく、そこにある景観上の構造の変化は大きいと思うので、その辺を考慮の中に是非入れてほしいと思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。意見ということで、ご配慮いただくということでお願いいたします。

少し予定の時間を超過しておりますので、ここで一旦、意見交換は締め切らせていただきまして、希少動植物に関する審議に入りたいと思います。

冒頭でお伝えいたしましたように、ここの部分の審議におきましては非公開となりますので、恐縮でございますけれども、報道関係の方々、傍聴の方々には、しばらく会議室の外でお待ちいただくようお願いいたします。

(片谷会長)

それでは、希少動植物に関する審議は終了いたしましたので、この後事務局に知事意見を作成していただくわけですが、何か今日この場で、全体を通して発言しておきたいという意見がございましたら、ご発言いただいて結構です。あるいは今後また、事務局あてに直接、意見を出していただくという、まだ時間の余裕はあるかと思しますので、知事意見の期限まではまだしばらくございますから、その間に各委員からのご意見をいただきたいということもございますし、それから次は9月にやるときには、この件も審議できるんですよ。ですから、まだ追加で意見を出していただく機会は十分ございますので、今日が実質的な初回の審議ですから、資料はこれだけ分厚い資料ですから大変ですけど、それぞれのご専門の分野について見ていただいて、更にご意見がございましたら随時、事務局のほうへ出していただくということにさせていただきたいと思えます。

(福原委員)

局所的なことなんですが、平均すると車両の搬入が1日500台くらいだと思うんですね。その台数で計算しているんですけど。実際の受け入れ時間が朝8時から12時まで、午後が1時からとある。さっきタイムラグがあるとおっしゃっていましたが、こういうので困るのは、色々な事情で車両の入出庫が遅れたりすることがあるわけです。このような場合車両はどこで待機するのか、どういうふうにしておくのかというようなこと、施設の中だけでなく、その周辺のことも考えないと、それ以外のところ、つまり周辺住民に迷惑をかけるというようなことがあるんです。特にこういうことが起こるのは、廃棄物処理関係と、大店立地法関係の、捌き車両です。よく起こることなので、ぜひ周辺への配慮を考えたほうが良いと思えます。以上です。

(片谷会長)

ありがとうございました。

それでは、この議題については終了させていただきたいと思えます。

はい、田中委員。

(田中委員)

確認で、HEPの中身についての議論は時間がなかったからできなかったんですが、これから1ヶ月くらいの間には事業者に来ていただいて、細かいところを説明していただくということに一応なっておりますのでご報告しておきます。

(片谷会長)

ありがとうございました。ご専門の分野について、それぞれの委員が事業者さんとやり取りされることは、もちろんアセスの質を、審査の質を高めるうえでは大変重要なことですので、これ別に法や条例で定められていない手続きかと思えますけれども、審査の質を高めるという意味で有効なことと思えますので、先程、大久保委員も色々意見をだされているというお話もありましたけれども、そういったことは個別に確認、事務局を通じてご対応いただければと思います。

よろしく願いいたします。

議題2) その他

(片谷会長)

では、その他という議題が用意されておりますが、何かありますでしょうか。
事務局から、お願いいたします。

(土橋主査)

次回以降の審議会の開催日程については、先日委員の皆様には日程の調整をさせていただき、当面の間ではありますが、4日程、以前お知らせいただいた中で確保していただきたいと思っております。9月8日、10月19日、11月7日、14日の4日間が定数に達する日となります。よろしくお願いいたします。

今後手続を開始したいという事業が相談に来始めましたのでご説明します。まず、秋くらいに手続を開始したいのはリニアと北区間があります。リニアについては方法書、北区間については準備書の相談に来ております。これらの事業については、縦覧期間が重複する中での審査が進むことになり、厳しくなると思いますがよろしくお願いいたします。

あと、東区間、甲府の英和大学の前から甲府の小瀬を通り、平和通の南側につながる道路ですが、これにつきましても年内から年度内に手続を開始したいという相談が来ています。

もう一点、資料にも付けさせていただきましたが、中央新幹線の配慮書が6月7日にJRが公開しました。これにつきましても皆様方からのご意見をいただいたりする中で、7月14日に、今後のアセスの進め方にあたり気を付けていただきたいという文書をJRにお知らせしたことを報告します。

(片谷会長)

最後に触れられたのが今日配布されている、「中央新幹線に係る環境影響評価の実施に係る意見」という県が出されている資料の件ですね。

何か今の説明にご質問等がありますでしょうか。

(坂本委員)

それほど案件が多いのであれば、意見についてはどんどん集めてしまっただけではどうですか。今日のは、今日で集めてですね。

(土橋主査)

気が付いた時に送っていただければ、次の会の時に「こんな意見が出ました」ということでテーブルに載せることができますので、ご議論いただければと思います。

もう一点言い忘れてしまいました。先ほど事業者のほうから話がありましたが、今回の縦覧手続の中で住民等からの意見の提出がありませんでしたので、条例で定める知事の手続きの公聴会は今回は行いませんので、120日の日程の中で検討を行うこととなります。公聴会を行う場合は1年半くらい手続を進めることができませんが、今回はそういった点では考えやすいと言えます。

(片谷会長)

120日というのは11月28日までということなので、それまで知事意見をまとめる必要がある

ということで、追加のご意見等を出していただく時も、その日程を考慮してお出しいただきたいと思
います。9月にも審議会がございますけれど、その場で意見を出されてももちろん構わないのですけ
れども、事前に出していただけますと、事前に事業者に伝えていただいて、回答を用意していただく
ことも可能かと思えます。それによって、審議の効率化ということも、早く進めば良いという事では
ございませんけれども、時間の短縮が図れたほうが良いかと思えますので、もし、今後気付かれた点、
質問したい点等ございましたら、なるべく審議会より前に事務局にお知らせいただくという形で審議
の促進を図りたいと思えますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、他にございませんでしたら、列車の時間もありますので、事務局にお返しいたしますの
で、よろしくお願いいたします。

4 閉会

(進行 丸山課長補佐)

会長、遅滞なき進行をしていただき、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。